

論文題目 後土御門・後柏原・後奈良天皇主催着到和歌の研究

本山八重子

論文の目次

序章

第一部 着到和歌について

第一章 後土御門朝以前の着到和歌について

第二章 文明期から永正期の後土御門・後柏原・後奈良天皇主催着到和歌について

第三章 文明一二（一四八〇）年九月一日起日禁裏着到和歌について

第四章 文明一三（一四八一）年九月一日起日千首着到和歌について

第五章 文亀三（一五〇三）年三月三日起日禁裏着到和歌について

第二部 個別の着到和歌

第一章 文明一五（一四八三）年九月九日起日勝仁親王主催着到和歌

第二章 文明一九（一四八七）年三月三日起日勝仁親王主催着到和歌

第三章 延徳二（一四九〇）年九月九日起日後土御門天皇主催着到和歌

第四章 永正一〇（一五一三）年三月三日起日後柏原天皇主催着到和歌

第五章 永正一三（一五一六）年三月三日起日知仁親王主催着到和歌

第六章 永正一四（一五一七）年三月三日起日後柏原天皇主催着到和歌

第七章 永正一六（一五一九）年三月三日起日伏見宮貞敦親王着到和歌

第八章 高松宮旧蔵（歴博蔵禁裏本）「後奈良院詠御着到和歌」

終章

表 後土御門・後柏原・後奈良天皇主催の着到和歌

参考文献

論文の要約

研究課題は、文明期（一五世紀後半）から天文期（一六世紀前半）に在位した、後土御門・後柏原・後奈良天皇三代の天皇主催による着到和歌に関係する資料を蒐集して、歌壇史の中に位置づけることである。室町後期は朝廷が歴史上最も衰微し、足利政権も崩壊に向かう時期に当たるが、はたして、歌会等の歌壇活動も低調であったのか考察する。

着到和歌に関する研究は、ここ数年目覚ましい進展がみられる。その筆頭が、辰田芳雄氏による一連の研究論文である。着到和歌の催行年時が確認される原本・写本のほとんどを網羅し、それらの資料・翻刻を發表されている。書誌学の見地からは、石澤一志氏が文明一二年九月一日起日後土御門天皇主催着到和歌について、また、別府節子氏が「文明一三年着到千首短冊」について詳細な研究論考を發表されている。川上一氏の最新の論文「禁裏着到和歌の成立—応仁・文明の乱と歌壇経営—」は、「着到和歌の史的展開」を本格的に論じたもので、後土御門天皇御代始めの禁裏着到和歌を転換点と捉え、「朝廷運営体制の再構築」の一環として着到和歌の興行を制度化したと位置付けている。

本稿では、第一部で後土御門天皇踐祚以前の着到和歌の歴史および伝本の確認をおこない、後土御門・後柏原・後奈良天皇三代の着到和歌の歴史を編年体で考察し、先行研究で取り上げられた着到和歌に関して、検討対象になっていない詠草類、抜粋詠歌を確認し、着到和歌興行の前後の様子も明らかにする。第二部では、先行研究では取り上げられていない開催年時不明な着到和歌の伝本、写本類の整理・確認をおこない、催行年時の比定を試みることにする。

第一部 着到和歌について

第一章 後土御門朝以前の着到和歌

伏見宮貞成親王の日記『看聞日記』から、着到和歌（百日和歌）催行の実態を探り、確認がとれる最古と思われる、正長二（一四二九）年三月三日起日着到和歌の証本・書陵部蔵伏見宮本『後崇光院千首和歌』（伏一14）および、永享元（一四二九）年および宝徳三（一四五二）年九月九日起日飛鳥井雅親自筆着到和歌の影印を考察する。

第二章 文明期から永正期の後土御門・後柏原・後奈良天皇主催着到和歌について

応仁の乱により、朝廷の儀式も中断せざるをえない中、文明四（一四七二）年九月九日には禁裏着到和歌が催され、永正年間までかなり活発に挙行されていたことが古記録に散見する。この間は、禁裏ばかりでなく、伏見宮家、足利将軍家、門跡寺院、摂関家、三条西家を始めとする公卿家、地下、武士などが盛んに着到和歌を興行していることが公家日記などから知られる。本章では、後土御門・後柏原・後奈良天皇主催着到和歌に焦点を絞り、編年体で取り上げ、その特徴、目的、歌壇における位置などを考察する。

第三章 文明一二（一四八〇）年九月一日起日禁裏着到和歌について

当時の古記録『親長卿記』『御湯殿上日記』『実隆公記』『十輪院内府記』などを参照して、着到和歌の詠進方法・料紙などを含めた興行作法を考察する。また、後土御門天皇自筆詠草が、本着到和歌の詠進前の詠草であることを吟味・検討し翻刻する。

第四章 文明一三（一四八一）年九月一日起日千首着到和歌について

本着到和歌に関係すると推量される詠草類を探索・翻刻して、一首の詠進歌が完成するまでの、添削・清書過程の一端を考察する。

第五章 文亀三（一五〇三）年三月三日起日禁裏着到和歌について

本着到和歌は、後柏原天皇が明応九（一五〇〇）年一〇月に踐祚以来、初めて催行された着到和歌であると推測されている。それ故であるのか、満日の竟宴は、通常であれば参加者による当座歌会に続き酒宴で締め括られる所を、高位高官公卿による詠進歌を番えた、いわゆる「文亀三年三十六番歌合」で締め括っている。着到和歌の竟宴に当該の歌合が催行された意義について考察する。

第二部 個別の着到和歌について

第一章 文明一五（一四八三）年九月九日起日勝仁親王主催着到和歌

東山御物後柏原天皇宸筆着到和歌は、催行年時が不明な着到和歌断簡である。一方宮内

庁書陵部蔵『邦高親王著到百日和歌』所収の詠進歌が、当該の東山御物所収の式部卿（邦高親王）の詠進歌に一致し、さらに、遠山記念館蔵「海路 十日」著到懷紙所収の式部卿の和歌に一致するので、これら三種の原本は同一期の着到和歌の関連資料と推察される。古記録を参照して、これら三種の資料所収の着到和歌の催行年時を比定し、併せて、当該の東山御物の錯簡の復元を試みる。

第二章 文明一九（一四八七）年三月三日起日後土御門天皇主催着到和歌

国立歴史民俗博物館蔵高松宮家伝来禁裏本『後土御門院御百首部類』には六種の百首が合写されている。外題は靈元天皇宸筆で江戸中期の写本である。その中の一種に「百首（御製・勝仁親王、『霞』以下一字題 雅親点）」という冊子本が含まれている。一方、「後土御門天皇 後柏原天皇御歌巻物」（後柏原天皇宸翰 飛鳥井栄雅点）という巻物が曼殊院に伝来しており、その巻頭歌九首と巻軸歌三首の影印が『室町時代美術展図録』（一九六七年京都国立博物館発行）に掲載されており、その所収歌が「百首（御製・勝仁親王、『霞』以下一字題 雅親点）」の歌に一致する。この二つの資料の関連性を検討し、古記録等を参照しつつ、当該の「百首」の成立時期ならびに、関連する事項について考察を加える。

第三章 延徳二（一四九〇）年九月九日起日後土御門天皇主催着到和歌

延徳二年九月九日から後土御門天皇主催着到和歌が催行されたことは『御湯殿上日記』『実隆公記』から確認されるが、当該の着到和歌の原本も写本も確認されていない。関連すると思われる資料が本着到和歌の証本に該当するか否か考察する。

第四章 永正一〇（一五一三）年三月三日起日後柏原天皇主催着到和歌

本着到和歌の原本は、高松宮旧蔵禁裏本『御着到百首』として国立歴史民俗博物館に所蔵されており、同館発行『貴重典籍叢書』（文学篇 第十一巻）に影印が掲載されている。本章では、詠進歌が完成する前の添削を受ける段階の後柏原天皇自筆短冊詠草の存在を紹介し、短冊詠草が使用される状況を考察する。

第五章 永正一三（一五一六）年三月三日起日知仁親王主催着到和歌

本着到和歌催行の古記録は確認されていないが、関連すると思われる資料を吟味・参照して、本年時に着到和歌が催行されたか否か考察を加える。

第六章 永正一四（一五一七）年三月三日起日後柏原天皇主催着到和歌

本年時に着到和歌が催行されたことは鷲尾隆康の日記『二水記』で確認されるが、着到和歌の原本および写本は確認されていない。関連すると思われる資料を吟味・参照して、着到和歌催行の状況を考察する。

第七章 永正一六（一五一九）年三月三日起日伏見宮貞敦親王着到和歌

永正一六年三月三日起日後柏原天皇主催着到和歌に関しては、辰田芳雄氏による原本と写本の考察を加えた詳細な先行研究がある。本章では、書陵部に所蔵されている「貞敦親王着到百首和歌[永正十六年三月]」および「貞敦親王着到百首和歌草[永正十六年三月]」を取り上げ、詠進歌を完成させるまでの当時の歌人の和歌に対する構想・工夫を考察する。

第八章 高松宮旧蔵（歴博蔵禁裏本）『後奈良院詠御着到和歌』

本巻物は後奈良院宸筆の着到和歌の詠草であり、影印は同館発行『貴重典籍叢書』（文学篇 第十一卷）に掲載されている。一題に一首から二首の和歌が書かれ、三條西実隆による懇切丁寧な評語と共に、添削・合点が付されている。しかしながら、本詠草には日付は付されているが、催行年時は不明である。実隆の歌観を洞察しながら、併せて、催行年時を比定する手掛かりも探求する。

終章 後土御門・後柏原・後奈良天皇時代の着到和歌の特徴、意義について詳しく考察を加える。